

第 33 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 11 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(10 人)
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、5 番 濱口佳史、7 番 金子孝子、
9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】(6 人)
2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 【農業委員】(3 人) 2 番 野坂賢思、4 番 藤原 忍、8 番 伊芸精一
【推進委員】(1 人) 1 番 大石正幸
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請(農業委員会会長許可)について(3 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請(県知事許可)について(1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について(2 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について
食育活動について

○その他

議 長 時間も来ましたし予定の人員もそろいましたので、これより 11 月の定例会を始めたいと思います。だいぶコロナの方も落ち着いてまいりまして、ひと安心とまではいきませんが、少なくなったということでだいぶ気分的にも楽になったんじゃないかと思います。また、季節の変わり目でもありますし、まだまだ昼間は暑いですが朝晩だいぶ涼しくなりました。季節の変わり目で体調を崩しやすいときでございますので、十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは始めたいと思いますが。

今日の欠席者、4 名おりまして、〇〇委員と〇〇委員、それから〇〇委員と〇〇

委員が欠席ということでございますが、成立をしております。

また、今日の議事録署名を〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、早速議案に入りたいと思っております。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について3件出ております。

1番より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。1ページをご覧ください。

まず、議案第1号、農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動についてです。全部で3件です。まず、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さん。申請地としまして、黒潮町田野浦字萩森東ヒラ、田畑417平米。理由としまして、所有権の移転・売買ということです。3ページからを以降をご覧ください。まず、航空写真ですが、場所は田の口から田野浦に向けてにある県道を少し下りていった辺りになります。

続きまして、4ページがゼンリンの地図となっております。5ページが拡大の航空写真です。こちら、その県道から下りていって、川のすぐそばの農地となっております。続きまして、6ページが公図となっております。続いて、7ページが現況写真です。8ページが農地法第3条調書となっておりますので、読み上げさせていただきます。まず、第2項第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者として、ご本人となっております。

所有機械としまして、トラクターが2台、コンバイン1台、田植機が1台となっております。

第2項第2号の生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。

第2項第3号の信託につきましては、信託ではないので適用はありません。

第4号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間200日の農作業従事日数となっております。

第5号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて1万1,584平米となっております。

第6号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第7号、地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き水稻（すいとう）の耕作を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方の説明が終わりました。

担当は私でございます。この〇〇〇〇さんが以前から、もうだいぶ前から一緒に田んぼを作っております、隣でございます田んぼを作っております、もう〇〇〇〇さんもその作る意思がないということで、その〇〇〇〇さんがもう分けてほしいというようなことで、今回この議案に出てきたわけですが。

今までと同様に稲を作るということで、周辺にも影響はないと考えますし、ずっと担い手として〇〇〇〇さんが田んぼの方をやってくれておりますので、許可相当ではないかと私は判断しております。

私の方からは以上ですが、何かこの件につきまして質疑あればお願いします。

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この第3条許可申請の1番につきまして承認をされます方は挙手をお願いします。挙手全員です。

1番につきましては、承認をされました。

続きまして、3条許可申請の2番、お願いします。

事務局 1ページをお願いします。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町浮鞭字八反芝〇〇、畑257平米。同じく、字八反芝〇〇、畑109平米。同じく、字八反芝〇〇、畑307平米です。

理由としまして、所有権の移転・売買となっております。9ページからを以降をご覧ください。まず、航空写真ですが、場所が国道から浮鞭の集落に入って行った所、住宅の密集地の中にある農地となります。旧の保育園の少し裏回りとなっております。10ページがゼンリンの地図です。

続きまして、11ページが拡大の航空写真となっております。一応、今回の申請がこういった一帯の土地となっている場所です、既にその③の八反芝の〇〇〇〇の所には宅地が一部建っている状況となっております。

ここと、それから少しその右側にあるこの住宅ですね、これをまとめてその譲受人さんが売買・譲り受けたいということで、今回の申請が出されています。

続きまして、12ページが公図となっております。

続きまして、13・14ページが現況写真となっております。

13ページが、海側から丘側の方に向かって撮った写真です。

14ページが、丘側から海側の方に向けて撮った写真となっております。

15ページが3条調書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、第2項第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の

全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者として、ご本人と奥さまとなっております。

リース機械として、トラクター1台、コンバイン1台、田植機が1台となっております。第2号、農業生産法人以外の法人につきましては、個人であり、適用はありません。第3号、信託につきましては、信託ではないので適用はありません。

第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間200日の農作業従事日数ということです。第5号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて3,683平米となっております。第6号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第7号、地域調和につきましては、所有権移転後は野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

こちらは、農用地区域につきましては区域外となっており、利用権の設定もありません。譲受人、〇〇〇〇さんは所有権移転後、現況と同じ野菜の耕作を予定しており、問題はないと判断します。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さんの方で何かありますか。

〇〇委員 先週、確認しました。

事務局が言ったみたいに、もう売った後も全部、今もきれいに栽培してるんですよ。同じように耕作するとのことなので、特別問題はないと思います。

議 長 特に問題はないと、〇〇委員の方からも説明がありました。この件につきまして、何か質疑・質問等ある方、挙手願います。これ一部のところは、家に掛かっているんですか？

事務局 そうですね。もう既に宅地が建っているところなので、ちょっと先にそこが、前のことですが申請が必要だったところではありますね。

議 長 この13ページで見ると、こちら側はきれいに野菜を作ってますよね。この14ページで見るとここは、これは何か作ってるようにないけど、これをきれいに作るということか？

〇〇委員 この前、耕していた。

議 長 耕していた？何か質問・質疑ありませんかね。

〇〇委員 11 ページの航空写真によると、〇〇〇〇の所に掛かっているようでしょう？〇〇〇〇のどこへ家が建っていて、この家はずっとつながっているんですか？隣の 974 番地のどこまで一体の家ですかこれは？

事務局 家自体はもう一体になってます。

〇〇委員 一体に？倉庫じゃなくて住んでる？

事務局 そうですね、宅地です。住宅ですね。この宅地も一体になって、その売買をされるということのようです。

〇〇委員 〇〇〇〇も一緒に買うということ？

事務局 そのようですね。

議 長 分かりましたかね？いいですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この第 3 条許可申請 2 番につきまして、承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。2 番につきましても、承認をされました。続きまして、3 条許可申請の 3 番、事務局よりお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお願いします。番号 3 番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんとなっています。申請地としまして、黒潮町馬荷字古ヤシキ〇〇、田 14 平米。同じく、字古ヤシキ〇〇、田 45 平米となっています。理由としまして、所有権の移転・売買となっております。16 ページからをご覧ください。まず、航空写真ですけども、場所が福堂の川のすぐそばとなっております。引き続き、17 ページがゼンリンの地図となっています。続きまして、18 ページが拡大の航空写真です。本当に蛸瀬川のすぐ端の農地となっています。続きまして、19 ページが公図となっています。

続きまして、20 と 21 ページが現況写真となっております。

まず、20 ページが、奥の方にある農地となっています。21 ページが、下の方にある農地となっております。この 21 ページの方ですが、ここ田んぼなんですけども、先日の大雨で川が増水したときにちょっと土地が流されてしまって、今、こ

ういう状態になっているということのようです。それでは、22 ページが 3 条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、第 2 項第 1 号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者としまして、ご本人と奥さまとなっております。

所有機械としまして、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラが 1 台となっております。

第 2 号、農業生産法人以外の法人につきましては、個人であり、適用はありません。第 3 号、信託につきましては、信託ではないので適用はありません。

第 4 号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間 300 日の農作業従事日数となっております。

第 5 号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めて 1 万 6,765 平米となっております。

第 6 号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第 7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は水稻（すいとう）、ミカンの栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えられます。

こちらですが、農用地区域につきましては区域外となっております。利用権の設定もありません。

譲受人は、所有権移転後、ミカン、水稻（すいとう）の耕作を予定しており、問題は無いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 親戚になるがよね。この下のハウスもそうで、田んぼもそうじゃないかと思う。これまで並びできているから、別段問題はないと思います。

議 長 今、〇〇委員の方から、別に問題はないのではないかという報告がありました。この件につきまして、何か質疑・質問等ある方は挙手願います。これは、隣の田んぼとはくっついてはない？これだけ？

〇〇委員 そう。ここを埋めてどうのこうのするつもりはないらしい、本人も。

事務局 引き続き、同じ水稲（すいとう）を耕作するとのことでした。

議長 けど、この20ページのは田んぼにするには少し小さ過ぎるね。
14平米というと、本当にトラクターも入らないような。

〇〇委員 20ページは、何か果樹を植えるのではないかと思うけど。

事務局 そうですね、こちらは果樹を植えたいということでおっしゃってました。

議長 何か、この件につきましてないですかね。
(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。この第3条許可申請の3番につきまして、承認をされます方は挙手願います。挙手全員です。3番につきましても、承認をされました。それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをまたお願いします。農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動です。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地としまして、黒潮町佐賀字橋サコ丸田〇〇、田195平米。同じく、字橋サコ丸田〇〇、田282平米となっています。

理由としまして、申請者は、手狭となってきたため、現住所からほど近い当該地に住居を新築するためとのことです。23ページからをご覧ください。

まず、航空写真となっております。場所が佐賀の馬地橋を渡って、もうほぼ真っ直ぐ進んでいった場所にあります。同じく、24ページがゼンリンの地図となっております。ちょっと航空写真では、この当時まだほとんど田んぼなんですけど、近年ここに新しい住宅が建って、住宅が少し連単した場所となっております。

25ページが拡大の航空写真となっております。26ページが公図となっております。

この当該場所の、道路を挟んでなんですけど南側に田んぼ・農地がありますので、こちらの方には同意をいただいているようです。

27ページが土地利用計画図となっております。

まず、その左下に「進入路について」というふうにあるんですが、これが、今回の申請地がかなり広いと。面積が広いので、ちょっと理由をここに書いています。できれば転用なので、農地の保全の面では面積が狭いに越したことはないんですが、今回広い面積を転用したいと。

その理由が、「申請地西側の通路に見える土地は、北側の隣家の者が自らの敷地

に進入するために整備した私有地であって、約 50 c m の段差もあり、通用路とすることはできません。そのため、敷地への進入は南側から行う必要があります。なお、進入口付近は農業機械の出入りに必要な範囲で、既にコンクリート舗装されており、同様に利用します」ということです。

見ると一見、この左側に道路があるように見えるんですが、これがその北側にある一般の方の専用の通用路になってるので、なおかつその 50 c m の段差があるので、この申請者が使うことができないと。なので、今回申請地を、その道路からつながる農地、これ全て宅地としたいということの説明がされています。

造成につきましてです。敷地の中央付近に高さ約 30 c m の段差があり、低い北側の土地に盛り土を施し、ならず程度に造成を行うほか、舗装などは施さないということなんです。

まだちょっと未確定なんですけど、芝生もしくは砕石を敷くことを考えているということなんです。

続きまして、28 ページが排水計画図となっています。こちらにつきましては、雨水は敷地内に自然浸透させるものとし、生活排水は浄化槽を経由後、南側にある町道の側溝へ排水するということになっています。

続きまして、29 ページが現況写真となっています。

こちらの資金計画につきまして、〇〇〇〇となっております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 事務局が説明したとおりなので、別に問題はないとは思いますが、審議の方をよろしくお願いします。

議 長 特に問題ないということですが、何かこの件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。この 25 ページで見る限りでは、このほかに、これはまだ農地で残ってる？

事務局 これ航空写真が古くて、24 ページのゼンリン図面が割と新しいのですが、新しい住宅が結構建ってしまってます。

議 長 もう既に住宅になってる？

事務局 そうですね。一定、その 29 ページの現況写真も見ていただいたら分かるかと思

うのですが、周りは新しい住宅が結構多い場所になってます。

議 長 これらよね。これは道なんですよね。

事務局 これが、さっき申し上げたこの隣地になる方、隣にある隣家の方の専用の通用路なんですよ。

議 長 私道か？

事務局 そうです。なので、使うことはできないと。

議 長 何か、この件について質疑ありませんかね。今はもうかなり宅地になっていて、特にもう周辺には影響ないというようなことですが。ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、5条許可申請につきまして承認を受けたいと思います。

この件につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。5条許可申請につきましても、承認をされました。

それでは、議案第3号、非農地証明願について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。

非農地証明願、番号1、届出人、〇〇〇〇さん。願出地としまして、黒潮町加持字上屋式〇〇、田852平米。同じく、〇〇、田1,114平米。同じく〇〇、田476平米。同じく、〇〇、田148平米。同じく、〇〇、田297平米。同じく、〇〇、田396平米。同じく、〇〇、田218平米。同じく、〇〇、田1,553平米。〇〇、田317平米。〇〇、田545平米。〇〇、田267平米。願出理由としまして、15年前から耕作放棄し、以降、雑草が繁茂している。すぐそばの河川が氾濫した際に護岸が壊れ、砂利等が大量に流入し、耕作不能となり、原野となっている状況であるとのことです。

30ページからをご覧ください。

こちらなんですけど、実は地元の耕作者の方からお声掛けがあつて、農地パトロールの際などにちょっと現地確認をしまして、それでその業者さんが、その農地に土を入れていると。水道などもちょっと埋めていたので、お声掛けをしなければいけないということで、現地確認した後、こちらで声掛けさせていただきました。

そうすると、その業者さんの方から非農地証明願を出さなければいけないということを知らなかったということで、こちらの申請と一緒にそういった理由書も付け

られて今回提出されましたので、今後はちょっと気を付けたいということで申し出がありました。

30 ページの航空写真ですが、場所が加持の奥、大近になります。31 ページがゼンリンの地図となっています。32 ページが拡大の航空写真となっています。この分かれている2つの土地の間に川が流れておりまして、さっきその理由にあった河川が氾濫したというのが、この河川が氾濫して砂利が大量に流入するということがあったようです。

両方ともパワーショベルで土をちょっと入れていたようなので、そういったことでしたら先に出してくださいということで話をしました。

33 ページが公図となっています。まず、34 ページが上側・奥側にある農地の現況写真です。続きまして、35・36 ページが下に当たる、この広い農地の現況写真を2方向から撮っています。すごい面積も広くて、合計で5,331 平米となっています。

こちらですが、農用地につきましては区域外となっております、利用権の設定もありません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。担当員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 先日、〇〇委員と早速行ったんですが、〇〇委員がきれいにまとめてくれているということです。

〇〇委員 10月4日に、地域の人から、埋めているけど水路もなくなってしまうというふうなことで相談がありましたので、10月31日に〇〇委員と、事務局から業者さんの方へ連絡がいったので、〇〇〇〇さんも入ってもらって3人で見えました。

それが、去年のパトロールのときは個別のパトロールでこんなふうになってなかったんですけど、今年の6月ごろから、どんどんトラックが入ってきて埋めたそうです。その地域の方に聞くと。

それで、水路はきちんと直さなければいけないということで言ったら、ちゃんと水路は造りますと言った。36 ページの丘の方へ赤い線があるでしょう。これが水路です。浅い水路だったけど、これはきちんと直しますということでした。

それで、この堤防よりかは、埋め立てする土地も高くはしないということでした。高くしたら土砂が流れたりするから、ここはしませんということで話をしました。

〇〇委員 ここは大雨でね、堤防もあれがあるけど、堤防を越えて土砂が流れ込んでくる。何年か、〇〇〇〇さんがそんな状態で作れなくなって放棄した。

〇〇委員 この川の奥の方には、〇〇〇〇さんの作っていた畑がありましたけど、そこも水がきてもう作れないような状態で。今年も行ってみましたら、ドクダミを植えていましたけどドクダミがやられて水が入っている状態で、何か雨でなかなかそこらへんは大変だなという。なかなか町へ言っても、その川のあれはしてくれないと。こんなところはしてくれないと言っていた。

議 長 この水路を埋めているというのは、この水路についてはほかの農地にはこの水路いうものは流れてない？影響ないが？

〇〇委員 もう荒地ですということ。一応、形として水路を残してほしいというけど、水路は前の方が埋まってしまって水路自体の効力はないけど、きれいに仕上げてくれた。

議 長 そのほかの農地へのその水路の影響というものはない？

事務局 今はないですね。

〇〇委員 今のところはないけど、誰かが都合のあるときに水路がないじゃいけないから、地元の人も水路は水路で造ってもらいたいというふうなことを言っていましたね。

議 長 ここへバックホウが入ってるけど、その水路を直すためのあれやないろうかと思うけど。水路はちゃんとするということよね？

〇〇委員 それは造ると言っていました。

議 長 まあ、この証明なしに先に埋めたといういうことで申し訳ないと、そういうことよね？

〇〇委員 はい。入り口の看板にも書いてました。「今現在、農業委員と交渉中ですので、土砂は入れないでください」と、一応書いてました。

議 長 本当は、始末書でも出してもらったらいいだろうけど。何か、この件につきまして質疑ありますか。

〇〇委員 この水路いうのは、川とは違うんですか？
これは川で、今の水路というのはどこを言っている？

事務局 この公図で言うと 2007 の、この左隅の赤い線に沿って流れてます。

議 長 結局、この川のその水をこの水路に引いても、今の状況からは用途をしてないということよね。

事務局 そこは確か手続きをしてるといふうに聞いてます。

〇〇委員 でも、これを埋めたのが原因で奥の田んぼが漬かるということになったら問題じゃないかなと思うけどね。

〇〇委員 川幅は川幅であるけど、川幅から、その堤防から上側は上でも、川幅をもうちょっとなんと川をさらえなければ水はけがよくないみたいだね。

議 長 この埋め立てというものは、この地主本人がやっているわけ？

事務局 そうです、はい。そうですね、〇〇〇〇。

議 長 その本人は、そういう重機も持ってる？

事務局 そうです。

議 長 これ以上の堤防から高くは盛らないということなので、今後、農業パトロールなり何なりして、もしそういうことがある場合は注意して退けてもらわないかん。そういうことで。

今回、この埋めたからその上が漬かるとかいうのはなかなか証明しにくいと思うので、これを非農地にするかどうかからの問題なので。

何か、もうほかになれば承認を受けたいと思いますが。

(質疑等なし)

それでは、この非農地証明願につきまして承認をされます方は、挙手願います。挙手全員です。

非農地証明願につきましても、承認をされました。

なお、注意深く見ていてください。

それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局　それでは、第4号議案の冊子を開いてください。
まず、1ページからご説明させていただきます。
まず、整理ナンバー3-93（大方3-63）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇となっております。
設定期間としましては、こちら書いてあるとおり10年間となっております。
以下、面積・地番等はお読み取りください。
続きまして、整理ナンバー3-94（大方3-64）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇となっております。
こちらも、設定期間は10年間とされております。
続きまして、3-95（大方3-65）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇となっております。
こちら、設定期間が3年間となっております。
これらの農地につきましては、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定することとなっております。
続きまして、2ページをお願いします。
ここからは当事者間での契約、相対の分となります。
整理ナンバー3-96（大方3-66）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。設定期間は5年間となっております。
続きまして、3-97（大方3-67）、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんとなっております、こちらも同様に5年間の期間となっております。
続きまして、3-98（大方3-68）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんとなっております、同様に、設定期間5年間となっております。
続きまして、3-99（大方3-69）、貸付人、〇〇〇〇さん。
こちらが全部で5筆ありまして、全て、設計期間10年間となっております。
続きまして、3-100（大方3-70）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんとなっております。
こちらが2筆ありまして、期間が2筆とも5年間となっております。
続きまして、3-101（大方3-71）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんとなっております、設定期間が3年間となっております。
以上となりまして、こちら合計で1万6,123平米の利用権の設定となります。
事務局からは以上です。

議長　今、事務局で、この利用権の設定につきまして説明がありました。何か、この件につきまして質問・質疑ある方、挙手願います。
この上の3つの「新規」いうのは、これは公社らが入ったから新規になってるわけ？

事務局 そうですね、公社が入って。

議 長 公社とで新規になってるんだね。これ露地野菜になってるけど、露地野菜は何？
結構広い面積だけど。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは、カリフラワーという話を聞いてますけ。

議 長 カリフラワー？路地で？全部これカリフラワーだろうか？

〇〇委員 カリフラワーだと思う。

〇〇委員 新規就農やった。

議 長 新規就農？そしたら、ハウスもやってるわけ？

川村局長 それは多分、初期費用が高いから、露地で。

議 長 何か、ないですかねほかに。

この一番最後の設定は、〇〇〇〇の人だけど、上川口まで田んぼを作りに来てる？

事務局 今回新規の方で、今から作っていく。これまでも、そこの右端に書いてるんですが、1,700平米ぐらいは耕作をしている方のようなようです。

議 長 ここのこの分は1,572平米よね。何か、ほかにないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号につきましても、承認をされました。

議案が全て終わりましたので、事務局から何かありましたら願います。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. 食育活動の計画・日程について（周知）

(午後3時00分終了)